

25 原子力問題調査特別委員会

【第204回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	渡辺	博道君	自民				
理事	伊藤	忠彦君	自民	理事	江渡	聡徳君	自民
理事	津島	淳君	自民	理事	中村	裕之君	自民
理事	細田	健一君	自民	理事	長尾	秀樹君	立民
理事	山内	康一君	立民	理事	中野	洋昌君	公明
	井林	辰憲君	自民		石川	昭政君	自民
	泉田	裕彦君	自民		岩田	和親君	自民
	城内	実君	自民		北村	誠吾君	自民
	齋藤	健君	自民		齋藤	洋明君	自民
	土井	亨君	自民		西田	昭二君	自民
	野中	厚君	自民		福山	守君	自民
	古田	圭一君	自民		星野	剛士君	自民
	三原	朝彦君	自民		宮澤	博行君	自民
	築	和生君	自民		吉野	正芳君	自民
	阿部	知子君	立民		荒井	聡君	立民
	逢坂	誠二君	立民		菅	直人君	立民
	斉木	武志君	立民		日吉	雄太君	立民
	宮川	伸君	立民		山崎	誠君	立民
	伊佐	進一君	公明		浮島	智子君	公明
	藤野	保史君	共産		足立	康史君	維新
	浅野	哲君	国民				

(2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年1月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故から10年が経過したことを区切りとして原子力規制委員会が発足当初に目指していた業績の達成度についての同委員会委員長の所見
- ・ 衆議院原子力問題調査特別委員会のこれまでの活動に対する参考人の評価
- ・ 原子力発電所は確率が低くても一度事故を起こすと極めて重大な結果を引き起こす施設であることに関する東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長の認識の有無
- ・ 東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る規制措置として、東京電力の設置許可の取消しが必要であるとの意見に対する原子力規制委員会委員長の見解
- ・ 新規制基準適合性審査において事業者が提出する書類の信ぴょう性を担保する方策

が必要であるとの考えに対する原子力規制委員会委員長の見解

- ・ 核物質防護の徹底に向けて公文書管理の在り方を見直すとともに電力会社の文化風土を変えていく必要性
- ・ A L P S 処理水の海洋放出に関し、地元の理解醸成、国民及び国際社会の理解促進並びに風評被害対策への万全の対応を行う必要性
- ・ A L P S 処理水を全国の海洋で放出することに対する参考人の見解
- ・ 汚染水の発生抑制についてどの程度検討し、A L P S 処理水の海洋放出の決定に至ったのかの確認
- ・ 廃炉等のバックエンド事業の人材育成について特に意識して戦略を持つ必要性及び育てるべき人材ニーズを包括的に把握して人材育成戦略の策定を検討する必要性

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
経済産業委員会 原子力問題調査特別委員会 連合審査会	令和 3. 3. 18	経済産業の基本施策に関する件（東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案）

(6) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
令和 3. 4. 8	東京電力ホールディングス株式会社代表 執行役社長	小早川智明君	原子力問題に関する件
4. 27	アドバイザー・ボード会長 政策研究大学院大学名誉教授	黒川 清君	原子力問題に関する件（原子力規制 行政の在り方）
	アドバイザー・ボード会員 東京理科大学経営学研究科教授	石橋 哲君	
	アドバイザー・ボード会員 国際大学副学長・国際大学大学院国際経 営学研究科教授	橘川 武郎君	
	アドバイザー・ボード会員 長崎大学核兵器廃絶研究センター副セン ター長・教授	鈴木達治郎君	
5. 27	東京電力ホールディングス株式会社代表 執行役副社長	文挾 誠一君	原子力問題に関する件

アドバイザー・ボードの設置

第193回国会、平成29年5月25日の理事会において、本委員会の活動等について、専門的見地から助言を得るため、会員7名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザー・ボードを助言機関として設置することに協議決定した。同アドバイザー・ボードについては、会期ごとに設置されている。

(名簿)

会長 黒川 清君 (政策研究大学院大学名誉教授)
石橋 哲君 (東京理科大学経営学研究科教授)
橘川 武郎君 (国際大学副学長・国際大学大学院国際経営学研究科教授)
佐藤 暁君 (原子力コンサルタント)
鈴木達治郎君 (長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授)
藤垣 裕子君 (東京大学大学院総合文化研究科教授)
益田 直子君 (拓殖大学政経学部准教授)

※会長は理事会等の協議により選任し、委員長が指名する。

【第205回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	渡辺	博道君	自民					
理事	伊藤	忠彦君	自民	理事	江渡	聡徳君	自民	
理事	城内	実君	自民	理事	國場	幸之助君	自民	
理事	星野	剛士君	自民	理事	長尾	秀樹君	立民	
理事	山内	康一君	立民	理事	中野	洋昌君	公明	
	井林	辰憲君	自民		石川	昭政君	自民	
	北村	誠吾君	自民		齋藤	健君	自民	
	斎藤	洋明君	自民		鈴木	隼人君	自民	
	田所	嘉徳君	自民		土井	亨君	自民	
	西田	昭二君	自民		野中	厚君	自民	
	福山	守君	自民		古川	康君	自民	
	古田	圭一君	自民		三谷	英弘君	自民	
	宮澤	博行君	自民		宮路	拓馬君	自民	
	築	和生君	自民		吉野	正芳君	自民	
	阿部	知子君	立民		荒井	聰君	立民	
	逢坂	誠二君	立民		菅	直人君	立民	
	斉木	武志君	立民		日吉	雄太君	立民	
	宮川	伸君	立民		山崎	誠君	立民	
	伊佐	進一君	公明		浮島	智子君	公明	
	藤野	保史君	共産		足立	康史君	維新	
	浅野	哲君	国民					

(2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年1月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

(注) アドバイザリー・ボードの設置については、第204回国会参照

【第206回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	赤澤	亮正君	自民						
理事	青山	周平君	自民	理事	江渡	聡徳君	自民		
理事	國場	幸之助君	自民	理事	星野	剛士君	自民		
理事	阿部	知子君	立民	理事	菅	直人君	立民		
理事	伊東	信久君	維新	理事	中野	洋昌君	公明		
	井林	辰憲君	自民		石川	昭政君	自民		
	北村	誠吾君	自民		齋藤	健君	自民		
	斎藤	洋明君	自民		鈴木	隼人君	自民		
	田所	嘉徳君	自民		高木	啓君	自民		
	高木	宏壽君	自民		土井	亨君	自民		
	西田	昭二君	自民		野中	厚君	自民		
	古川	康君	自民		三谷	英弘君	自民		
	宮澤	博行君	自民		築	和生君	自民		
	吉野	正芳君	自民		渡辺	博道君	自民		
	逢坂	誠二君	立民		伴野	豊君	立民		
	藤岡	隆雄君	立民		太	栄志君	立民		
	本庄	知史君	立民		山崎	誠君	立民		
	藤卷	健太君	維新		堀場	幸子君	維新		
	吉田	とも代君	維新		河西	宏一君	公明		
	平林	晃君	公明		浅野	哲君	国民		
	笠井	亮君	共産						

(2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年1月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

（注）アドバイザー・ボードの設置については、第204回国会参照

【第207回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	赤澤	亮正君	自民				
理事	大西	英男君	自民	理事	神田	憲次君	自民
理事	鈴木	淳司君	自民	理事	古川	康君	自民
理事	菅	直人君	立民	理事	伴野	豊君	立民
理事	伊東	信久君	維新	理事	中野	洋昌君	公明
	畦元	将吾君	自民		井林	辰憲君	自民
	石川	昭政君	自民		今村	雅弘君	自民
	江渡	聡徳君	自民		勝俣	孝明君	自民
	門山	宏哲君	自民		神田	潤一君	自民
	北村	誠吾君	自民		新谷	正義君	自民
	高木	宏壽君	自民		長坂	康正君	自民
	西田	昭二君	自民		堀井	学君	自民
	三ッ林	裕巳君	自民		宮内	秀樹君	自民
	宮澤	博行君	自民		築	和生君	自民
	阿部	知子君	立民		江田	憲司君	立民
	逢坂	誠二君	立民		鈴木	庸介君	立民
	野間	健君	立民		米山	隆一君	立民
	藤巻	健太君	維新		堀場	幸子君	維新
	吉田	とも代君	維新		河西	宏一君	公明
	平林	晃君	公明		浅野	哲君	国民
	笠井	亮君	共産				

(2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年1月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

(注) アドバイザリー・ボードの設置については、第204回国会参照